

セキュリティトークンの売買取引に係る清算・決済規程

第1章 総則

第1条 目的

- 1 この規程は、セキュリティトークン取引に係る業務規程第3条第2項の規定に基づき、当社のセキュリティトークン取引市場（以下、「START」という。）におけるセキュリティトークンの売買取引に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。
- 2 この規程の変更は、規程管理規程による。

第2条 用語の定義

- 1 この規程において使用するセキュリティトークンの売買取引に係る用語の定義は、この規程に別に定める場合を除き、セキュリティトークン取引に係る業務規程、セキュリティトークン取扱規程及び受託契約準則等において定めるところによるものとする。

第3条 施行規則等への委任

- 1 当社は、この規程に定める事項のほか、セキュリティトークンの売買取引の清算・決済に係る所要の取扱いを施行規則等で定めることができる。

第2章 清算決済の実行

第4条 清算・決済を行う者

- 1 STARTにおいて成立したセキュリティトークンの売買に関して、清算・決済を行える者は、セキュリティトークン取引参加者規程第2条第1項第1号及び第2号に規定する「スタンダード(A)」及び「スタンダード(B)」の取引参加資格を有する者とする。
- 2 セキュリティトークン取引参加者規程第2条第1項第3号に規定する「クオサイ」の取引参加資格を有する者は、清算・決済委託契約を締結したスタンダード(A)取引参加資格を有する者を通じて清算・決済を行う。

第5条 清算・決済を行う日

- 1 清算・決済は、STARTにおけるセキュリティトークンの売買契約締結の日から起算して3営業日目の日（以下、「T+2日」という。）に実施する。
- 2 前項の売買契約締結はセキュリティトークン取引に係る業務規程第9条に定める方法による（以下、本規程において同じ。）。

第6条 清算・決済の方法

- 1 START におけるセキュリティトークンの売買契約締結日の各セッションの約定結果に基づき、清算・決済履行義務が生じた全取引参加者に対して、当社が資金の清算額と相手方となる取引参加者及びセキュリティトークンの決済数量と相手方となる取引参加者を指定するものとする。各取引参加者は、当社の指定に基づき、相手方取引参加者との間で当社が別途定める時限までに資金とセキュリティトークンの受渡しを履行するものとする。
- 2 前項に定める資金の清算履行義務については、当社が売買契約締結日における 2 回のセッションの約定結果から次の手順で算出した金額と指定した相手先との間で実行する。
 - (1) 売買締結日の各取引参加者の各セッションにおける各銘柄について、第 4 項に定めるアロケーションの結果、同一取引参加者内で対当する約定以外の約定（他取引参加者との間で資金清算が発生する約定）について、債権債務関係が発生した相手方の取引参加者の特定とその各相手方に係る資金の支払額と受取額を算出する。
 - (2) セッション 2 終了後に前号で特定した債権債務関係が発生した取引参加者間において、算出された各取引参加者の各銘柄の資金の支払額を合計かつ支払額と受取額とを相殺した上で、各取引参加者の支払額又は受取額の確定と資金の授受の相手先を指定し、その内容を該当する取引参加者に通知する。
 - (3) 前号の通知を受けた取引参加者は、別途当社が定める時限までに、売買契約締結日に自らが行った売買取引の内容との照合並びに決済日（T+2 日）に自社が行うべき資金の清算額についての確認を行う。
 - (4) 第 2 号の通知を受けた取引参加者は、同号で定める通知において指定された金額を指定された相手方に対して、決済日（T+2 日）に当社が別途定める時限までに原則として銀行振込にて支払う。
 - (5) 前号にいう資金の受け方になる取引参加者は、別途当社の定める時限までに入金確認を実施するものとする。
- 3 第 1 項に定めるセキュリティトークンの決済については、セキュリティトークンの移転・記録が各取引参加者の個々の最終顧客のブロックチェーン・アドレスと紐付くものの、取引参加者は顧客の委託に基づく売買注文（以下、「委託分」という。）において、その全顧客を包括的に代表する口座（以下、「オムニバス口座」という。）を用いて売買取引を行うことから、取引参加者間の決済のうち委託分に係る決済に関しては、取引参加者のオムニバス口座間で受渡しを履行するものとする。
- 4 第 1 項に定めるセキュリティトークンの決済履行義務については、当社が売買契約締結日の各セッションの銘柄ごとの約定結果から、次の手順で算出した数量と指定した相手方との間において、銘柄ごとに特定される移転・記録の指図を行うブロックチェーン・

プラットフォームを通じて実行する。

- (1) 当社は、以下のイ、ロの順に各セッションの各銘柄の約定に係る決済についての受渡し相手方取引参加者の指定とその受渡し数量の算出（以下、「アロケーション」という。）を行う。
 - イ 同一取引参加者内の売り注文と買い注文にて対当する約定は、同一証券会社内の受渡し対象とする。
 - ロ 前イに定める処理を行った後に残存する約定について、受渡しそれぞれの数量の降順にて相手方と受渡数量を指定する。
 - (2) 当社は、前号に定めるアロケーションの結果をもって、決済履行義務が発生する各取引参加者に対して、対象銘柄、受渡しの相手方、受渡し数量及び移転指図を行うブロックチェーン・プラットフォームを通知する。
 - (3) 前号に定める通知を受けた取引参加者は、売買契約締結日に自らが行った売買取引の内容との照合並びに決済日（T+2日）に行うべきセキュリティトークンの受渡しの内容についての確認を行う。
 - (4) 第2号に定める通知を受けた渡し方の取引参加者は、対象銘柄ごとに当社が別途定める時限までに、指定されたブロックチェーン・プラットフォームに対して、指定された受渡数量の移転指図を実行する。
 - (5) 前号にいうセキュリティトークンの受け方の取引参加者は、対象銘柄ごとに当社が別途定める時限までに指定された受渡数量の移転の確認を実施するものとする。
- 5 各取引参加者は、決済に係るセキュリティトークンの誤移転を善良な管理者としての注意をもって防止するよう努めるものとする。
- 6 **START** における清算・決済は、資金の受払いとセキュリティトークンの受渡しは、いずれかの履行義務の実行がトリガーとなる運用設計はされていない。また、債権債務関係は、あくまでも清算・決済の履行の相手方として当社が指定した二者間に生じるものである。よって、清算・決済業務に係る取引参加者は、相互の信頼関係を決して損なうことのないよう最善の対応を図ることが必要である。

第3章 未決済取引の取扱い

第7条 清算・決済資格取得あるいは変更等の場合の未決済取引の取扱い

- 1 クオサイの取引参加者資格を有する者が、スタンダードの取引参加者資格を取得した場合には、当該取引参加者のセキュリティトークン清算決済の委託に基づく取引に係るもののうち未決済のものは、当該スタンダード資格に変更された日以降、当該取引参加者の名によるセキュリティトークンの売買取引として取り扱う。
- 2 クオサイの取引参加資格を有する者が、清算決済の受委託契約を他のスタンダード（A）の取引参加資格を有する者に変更した場合、当該クオサイの取引参加資格を有する者の

清算・決済の取次ぎの委託に基づくセキュリティトークンの売買取引で未決済のものは、当該変更が完了した日以降、変更後のスタンダード (A) の取引参加資格を有する者に対するセキュリティトークン清算・決済受委託に基づくセキュリティトークンの売買取引として取り扱う。

- 3 スタンダードの取引参加者資格を有する者がクオサイの取引参加者資格を有する者となる場合において、当該取引参加者がスタンダード (A) の取引参加資格を有する者との間でセキュリティトークン取引参加者規程第 3 条第 4 項第 2 号に定める清算・決済の受委託契約を締結した場合、当該取引参加者の未決済のものは、契約締結の日から受託したスタンダード (A) のセキュリティトークンの売買取引として取り扱う。

第8条 取引参加資格の廃止における未決済取引の取扱い

- 1 取引参加者がセキュリティトークン取引参加者規程第 12 条に定める取引参加資格の廃止申請を行った場合で、当社が同規程第 13 条及び第 14 条で定める廃止申請者の売買取引の停止等の措置を行った場合、当該取引参加者の未決済取引については、本人又は一般承継人をして、その清算・決済の整理を行わせるものとする。ただし、本人又は一般承継人に清算・決済を行わせることが適当でないとき又は当社が認めるときは、他の取引参加者をしてこれを行わせることができるものとする。
- 2 前項の場合において、当社が必要と認めた場合には **START** におけるセキュリティトークンの売買取引又はセキュリティトークンの清算・決済取次ぎの受委託に基づく取引及びこれに関連する取引で未決済のもの他の取引参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。
- 3 当社は、必要があると認めるときは、前項に定める整理を、他の取引参加者をして行わせることができる。この場合においては、その取引参加者と同項のセキュリティトークンの売買取引又はセキュリティトークンの清算・決済の取次ぎの受委託の停止の処置を受けた取引参加者との間で委任契約が成立していたものとみなす。

第9条 支払い不能や事業の継続性の重大な懸念によりセキュリティトークンの売買取引の停止等の措置を受けた取引参加者に対する措置

- 1 当社は、取引参加者に対して、セキュリティトークン取引参加者規程第 16 条第 1 項の規定により **START** におけるセキュリティトークンの売買取引若しくはセキュリティトークンの清算・決済の取次ぎの受委託の停止の措置を行った場合には、当該取引参加者の **START** におけるセキュリティトークンの売買取引又はセキュリティトークンの清算・決済取次ぎの受委託に基づく取引及びこれに関連する取引で未決済のもの他の取引参加者への引継ぎその他当社が必要と認める整理を行わせることができる。
- 2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により整理を行わせる場合に準用する。

第10条 一時的な清算・決済の繰延べ

- 1 清算・決済履行義務を有する取引参加者は、みだりに資金の清算並びにセキュリティトークンに係る決済の未了を発生させてはならない。
- 2 清算・決済履行義務を有する取引参加者において、当該業務の運用実行上の誤りやシステム障害等のやむを得ない事情であるものの短期的に回復可能性がある事象を起因として、当社が定める時限までに正常に清算・決済が履行できない場合には、該当する資金の送金若しくはセキュリティトークンの引渡しに限り当社が別途定める手順・処理方法に則り、繰り延べるものとする。
- 3 売買システムの照合情報に関する障害、ブロックチェーン・プラットフォームの障害、銀行送金ネットワークの障害、電力や通信等のインフラの大規模な障害等、基本的に全取引参加者に影響し得る事象に起因して、正常に清算・決済履行義務を実行できない場合については、全取引参加者に関係することや売買取引へも影響し得ることから、別途当社が定める手順・処理方法に則り、清算・決済を実行するものとする。

第11条 個別の決済未了が一定期間以上継続する場合におけるパイインの措置

- 1 取引参加者は、前条第2項に定める事象に起因して、セキュリティトークンに係る決済が未了な状態が一定期間以上継続する場合にあっては、次項に定める措置を実施し、決済未了の状態を解消するものとする。
- 2 セキュリティトークンの決済未了に係る渡し方取引参加者は、当該セキュリティトークンの決済未了に係る受け方取引参加者からの請求に基づき、決済未了となっているセキュリティトークンの決済を完了させることを目的として、当社が定める手続により、自己の計算で、セキュリティトークンの買付けを行う。

第12条 遅延損害金の授受

- 1 第10条第2項及び第11条に定める事象により、清算・決済が未了な状態を生じせしめた渡し方取引参加者は、当社の定めるところにより受け方取引参加者に対して遅延損害金を支払わなければならない。

第13条 天災地変等の場合における非常措置

- 1 当社は、STARTにおけるセキュリティトークンの売買取引に係る取引参加者の清算・決済が、大規模な天災地変の発生、大規模なパンデミックの発生、経済事情の激変、大規模な戦争や騒乱の勃発その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときで、第10条第2項に定める措置の適用が困難と判断したときは、取締役会の決議により、その取引について、清算・決済の条件を改めて定めることができる。
- 2 前項の規定により当社が清算・決済の条件を定めたときは、取引参加者は、これに従わ

なければならない。

- 3 第1項の場合において、緊急の必要があるときは、当社は、取締役会の決議を経ずに、清算・決済の条件を改めて定めることができる。

第4章 雑則

第14条 清算・決済に係る事務手数料

- 1 START の清算・決済にかかわる取引参加者は、当社が別途定める事務手数料を当社に支払うものとする。

附則

- 1 主管は決済管理部及び取引管理部とする。
- 2 2023年10月25日に制定し、2023年10月25日から施行する。